

令和4年度（2022年度）第4回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年7月21日（木）午後1時40分開会
場 所：かでの2・7 10階 1060会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 事務局側のトラブルにより定刻を大分過ぎてしまい、申し訳ございませんが、只今より令和4年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長と鈴木委員の2名、オンラインでの出席は、秋山委員、大原委員、押田委員、笠井美青委員、澁谷委員、高橋委員、奈良委員で、音声の確認は取れておりませんが、白木委員が接続されており、石井委員からは後からの参加と伺っております。現在、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境政策課長 委員の皆様におかれましては、本日、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会にも関連する話題となりますが、先週、北海道から首都圏へ電気を送る海底送電線を日本海側に新設する計画を定めるよう、国が認可法人に対して要請するという新聞報道がございました。

今後、道内における再エネの導入動向に対する影響などもいろいろと想定される場所ですが、私ども環境アセスメントの担当者にとりまして、これらの発電事業を進めるに当たり、事業者における地元自治体や住民の皆様の理解を得る丁寧な対応はもちろん、地域の環境にも十分配慮していただくことが必要不可欠であるという考え方は決して変わるものではないと考えております。

このため、引き続き、関連手続を計画的かつ円滑に進めつつ、委員の皆様のご理解とご協力もいただきながら、適切に対応していきたいと考えてございます。

本日も、どうぞよろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日もオンラインを併用する対面形式での開催としており、新型コロナウイルス感染症が再び拡大しておりますので、感染防止等に配慮した形で開催してまいります。

それでは、資料について確認いたします。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には事前にお送りしております。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1から5までは1と2資料6から8について

は1から4までとなっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は8件と大変多くなっており、所要時間は4時間ほどを見込んでおります。

議事1から4は、いずれも関西電力株式会社による事業の配慮書についての1回目の審議となります。

事業名は、議事1から順に、(仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業、(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業、(仮称)伊達・千歳ウィンドファーム事業、(仮称)夕張ウィンドファーム事業です。

これらの四つの議事については、通常ですと1事業ごとに、事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告を行い、質問や意見等について事務局が適宜対応しているところですが、本日は委員の皆様事前に確認しましたとおり、会場に事業者の方にご出席をいただいておりますため、議事の進め方として、まずは事務局から議事の順番に四つの事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告をし、その後に行う皆様の審議の時間では、初めに4事業共通の事業内容についてご質問等をいただき、事業者もしくは事務局で対応を行い、その後は、議事の順番に個別の事業ごとに同じく質疑応答を行います。時間としては、四つの議事を合計して120分程度を予定しております。

議事5は、1回目の審議となります(仮称)今金風力発電事業計画段階環境配慮書についてで、インベナジー・ウインド合同会社の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事6と議事7は、いずれも本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)せたな松岡風力発電事業計画段階環境配慮書についてと(仮称)石狩市沿岸洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ30分程度を予定しております。

最後の議事8は、本日が3回目の審議となり、答申を予定しております幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、40分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方には退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 それでは、これより議事1から4に入ります。

まず初めに、関西電力の皆様におかれましては、本審議会からの依頼をご承諾していただき、出席していただきまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

それでは、事務局から説明がありましたように、まずは事務局から議事の順番に事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（川村係長） 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は5月30日付で受理し、本審議会には6月3日付で諮問をしております。また、知事意見は9月14日を期限として求められており、縦覧期間は6月1日から6月30日までとなっております。

続きまして、図書を用いて事業概要についてご説明します。

小樽・赤井川ウィンドファーム事業の事業者については、表紙に記載のとおり、関西電力株式会社です。

図書の内容に行きまして、4ページをご覧ください。

こちらには発電所の出力等が記載されておりまして、本事業は、総出力が最大9万2,400キロワット、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大22基設置する計画です。

事業実施想定区域の面積は約2,267ヘクタールであり、うち風力発電機を設置する範囲は1,070ヘクタールですが、具体的な配置計画は未定とされています。

隣の5ページには位置図が示されておりまして、事業実施想定区域が位置する小樽市、赤井川村及び余市町が関係市町村とされています。

次に、25ページをご覧ください。

設置が予定されている発電機の概要についてですが、ローター直径は117メートルから158メートル、ブレード上端は142.5メートルから179.4メートルとなっております。

次に、1枚めくっていただいて、27ページをご覧ください。

こちらは大型資材等の想定輸送ルートです。小樽港を陸揚地点としまして、国道5号及び国道393号を利用する計画となります。

また、1枚めくっていただきまして、29ページをご覧ください。

こちらは区域周辺における他事業についてですが、陸上風力では（仮称）北海道小樽余市風力発電所の1件、洋上風力では、石狩湾で計画されている事業のうち、2件が存在しています。

続いて、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物について、65ページをご覧ください。

こちらにはノスリの渡りのルートが示されており、春季は、事業実施想定区域上のルートが確認されています。また、70ページをご覧いただきたいのですが、こちらには夜間の渡りのルートが示されており、区域周辺で渡りのルートが確認されています。

次に、76ページをご覧ください。

こちらは環境省のEADASのセンシティブティマップですが、事業実施想定区域の北側に注意喚起レベルA3のメッシュがあります。

また、注目すべき生息地について、91ページをご覧ください。

事業実施想定区域の北側に小樽水源地鳥獣保護区と小樽市旭町鳥獣保護区があります。

次に、植物について、94ページをご覧ください。

こちらは現存植生図であり、凡例は次の95ページから96ページに示されておりますが、凡例でいきますと、図中 No. 8 の自然度9とエゾイタヤシナノキ群落が区域の大部分を占めております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、118ページをご覧ください。

この図では斜線の部分が保安林ですが、事業実施想定区域のほぼ全域が保安林となります。

次に、景観について、1枚めくっていただきまして、121ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図です。

また、眺望点につきまして、ページが大きく飛びますが、273ページの表をご覧ください。

こちらには、それぞれの眺望点における発電機設置予定範囲からの距離と風力発電機の垂直見込み角が示されています。垂直見込み角が最も大きくなるのは毛無山展望所であり、6.7度となっております。

次に、ページを戻っていただきまして、146ページから148ページをご覧ください。

こちらには環境保全上配慮すべき施設の状況が図で示されており、146ページは学校等、147ページは医療機関、148ページは福祉施設等でありまして、このうち、最も近いのは福祉施設等の約2.2キロメートルとなっております。

また、住宅等の概況については149ページに図で示されておりますが、主に小樽市で確認されており、赤井川村でも道路沿いなどで確認されております。最も近い住宅等までの離隔距離は約1.9キロメートルとなります。

続いて、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

214ページをご覧ください。

こちらは選定の表です。影響要因の区分のうち、工事の実施による環境影響については、配慮書段階では工事計画の熟度が低いことから対象としないこととし、方法書以降の手續において取り扱うこととされています。土地または工作物の存在及び供用については、陸上風力発電事業に係る項目はおおむね選定されています。

次に、276ページ、277ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表でありまして、選定されている全要素で重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価されております。ただし、コウモリ類や鳥類については、事業実施想定区域上空を利用する可能性があり、施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクを受ける可能性があることから、重大な影響を受

ける可能性がある」と評価されています。

また、全ての項目において方法書以降の手續において留意する事項がまとめられており、これらに留意し、環境影響の回避または低減を図るとのことです。

簡単になりますが、以上が事業概要の説明となります。

続きまして、資料1-1及び資料1-2を用いて、事務局から図書について1次質問を行い、事業者からいただいた回答の幾つかを紹介いたします。

まず、資料1-1の2ページの質問番号3-9をご覧ください。

事業実施想定区域上に渡りのルートが示されていることから、今後の対応について質問しております。これに対して、事業者からは、方法書以降の手續において適切に調査等を行い、必要に応じて風車配置を検討する等の環境保全措置を検討するとのことです。

次に、一つ下の質問番号3-10をご覧ください。

主な眺望点等について、仁木町や札幌市に関する資料を確認されていますが、聞き取りは実施されていなかったもので、その理由を質問しました。これに対して、事業者からは、関係地域ではないことから聞き取りは行わなかったとのことです。

次に、質問番号3-11と質問番号3-14についてですが、眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場について、ほかにも選定すべき地点があるのではないかと具体的な地点を挙げて質問しました。これに対して、事業者からは、方法書では選定するとのことです。

続いて、3ページの質問番号3-18をご覧ください。

図書では、事業実施想定区域の周辺に水資源保全地域があるとされていますが、位置が示されていなかったことから、位置図を示すように求めました。これに対して、事業者からは、資料1-2の3ページにある位置図が示されております。こちらを見ますと、事業実施想定区域の東側が小樽市朝里地区水資源保全地域に位置しております。

資料1-1に戻りまして、3ページの質問番号3-19をご覧ください。

事業実施想定区域内には、崩壊土砂流出危険地区や土石流危険渓流が含まれていることから、当該地区を除外できなかった理由を質問しました。これに対して、事業者からは、今後、地質等の調査を含め、詳細に検討等を行うこととしており、配慮書ではこれらの区域を含めた広い範囲を設定した、また、今後、危険性が拭えない場合は回避するとのことです。

最後に、4ページの質問番号4-10をご覧ください。

事業実施想定区域は、植生自然度9に相当する自然植生や保安林が広範囲にわたっており、影響の回避は不可能ではないか、また、低減策としてどのような対応を想定しているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、風車の配置など、事業の計画によっては一部が改変されることにより、事業実施による影響が生じる可能性がある、今後の方法書以降の手續において、現況調査及び関係機関等との協議を踏まえ、環境への影響の回避または低減を図ることとし、その結果は方法書に記載して公表するとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上といたします。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（道場主任） 引き続き、議事2の古平・仁木・余市ウィンドファーム事業の説明に移らせていただきます。

紫色の配慮書と資料2-1及び資料2-2をご用意ください。

ご存じのとおり、事業者は関西電力株式会社です。

説明が被ってしまうかもしれませんが、本審議会には6月2日付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は6月1日から6月30日まで、一般意見の募集も同じく6月30日までであり、知事意見は9月14日を期限として求められております。

初めに、事業の概要について説明していきます。

図書の4ページをご覧ください。

本事業では、単機出力が最大4,200キロワットから6,100キロワット級の風車を最大64基設置するもので、総出力は26万8,800キロワットを想定しております。

次に、事業実施想定区域について説明していきます。

ページをめくりまして、7ページをご覧ください。

こちらは航空写真となりますが、隣に航空写真ではないものもありますので、どちらかをご覧ください。

航空写真でいきますと、図内の中央の赤線で囲まれた箇所が事業実施想定区域となります。斜線部分は風力発電機の設置想定エリアとなりまして、次の9ページにありますフローに従って事業エリアを絞り込んでいます。

また、本事業に係る市町村は、古平町、仁木町、余市町、共和町でありまして、そのうち共和町については、風力発電機を設置しない計画となっております。

すみません。音声トラブルが発生していますので、少々お待ちください。

お待たせしました。

引き続き、事業概要について説明いたします。

事業実施想定区域とその周辺の状況については、8ページに写真があります。それに加えて、資料2-2の2ページにも追加で写真をいただいておりますので、そちらもご確認いただければと思います。

次に、図書の30ページをご覧ください。

こちらは周囲における他事業の概要図です。中央部にある黒線の部分が今回の事業実施想定区域でありまして、計画中の事業としては、区域の東部で石狩湾洋上風力が2件、陸上で小樽余市風力発電所、西部の岩内町で北海道（道南地区）ウィンドファーム岩内港となっております。また、枠外になりますが、東部では、先ほど説明がありました小樽・赤

井川ウィンドファーム事業が計画されております。

次に、動物について、76ページをご覧ください。

こちらは、環境省のEADASのセンシティブティマップです。これを見ますと、事業実施区域は注意喚起レベルCに当たりまして、区域の西部の一部がA3にかかっております。

また、区域及びその周辺では、イヌワシ及びクマタカの分布が確認されております。

次に、植物について、91ページをご覧ください。

こちらは現存植生を示す図であり、先ほどと同様、区域一帯にエゾイタヤシナノキ群落が分布しております。

続きまして、98ページをご覧ください。

こちらは植生自然度の図です。区域のほぼ全域のピンク色のところが自然度9の植生で、先ほど説明しましたエゾイタヤシナノキ群落となります。また、区域内のところどころ赤色で示されている部分が自然度10の区域で、中部に存在する部分が高茎草原、南部に存在する部分がササ草原となります。

続きまして、119ページをご覧ください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場の図です。区域の北部にはニセコ積丹小樽海岸国立公園があり、南部には天然記念物が隣接しております。また、斜線のところを見てもお分かりのとおり、区域のほぼ全域は保安林となります。さらに、区域の中部の赤い部分は余市鳥獣保護区であり、そこだけでなく、中にさらに四角で囲っているところは、工作物の新築等、一定の開発行為が規制されている場所で、特別保護地区となっております。その部分と事業実施区域が重複していることから、1次質問の質問番号4-6において除外できなかった理由を伺っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、景観について、123ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況の図です。区域の東部を中心に18地点が主要な眺望点として挙げられておりまして、そのうち、図の中の1の家族旅行村、8の円山公園、10のふれあい遊トピア公園については人と自然との触れ合いの活動の場としても選定されております。

続きまして、ページが少し飛びますが、218ページをご覧ください。

こちらは土砂災害危険箇所の指定状況です。前のページにも幾つかあるのですが、代表してこのページで説明させていただきます。

区域の北部及び南部の発電機の設置想定範囲には土石流危険渓流の区域が含まれているのが分かります。

次に、222ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表でありまして、項目として、騒音、風車の影、陸域の動物、植物、生態系、景観が選ばれております。

まず、騒音について、227ページをご覧ください。

こちらは、事業実施想定区域から配慮が特に必要な施設までの最短距離を整理した図です。福祉施設とは1.1キロメートル、学校とは1.4キロメートル、医療機関とは4.6キロメートルの離隔距離があることが示されておりまして、事業実施想定区域から2キロメートル以内には159戸の住宅や施設がございます。

こちらの評価結果は228ページにありまして、1キロメートルの範囲内に住宅や学校、病院、福祉施設が位置しないように風力発電機想定範囲を設定したことから、重大な影響が実行可能な範囲内で回避、低減されていると評価していますが、その一方で、周囲2キロメートルの範囲に存在する施設等を考慮し、方法書手続では、現地調査や地形による解析効果、空気吸収による減衰及び地表面の影響による減衰の考慮、尾根部周辺への設置を検討することにより、可能な限り施設等から風力発電機までの距離の確保に努めることに留意し、予測、評価の結果を踏まえた上で必要に応じて環境影響の回避、低減を図るとしております。

また、風車の影については、最新の知見等を参考にすることや、住居等や集落などの住居地域といった環境保全上留意が必要な施設に配慮し、風力発電機の配置計画を検討するなど、騒音とほぼ同様の評価を行っております。

次に、動植物について、255ページをご覧ください。

こちらは水辺等を主な生息環境とする重要な種についてです。図書では区域内に主な生息環境は存在しないとしているのですが、事業者を確認したところ、誤りということでしたので、資料2-1の6ページの質問番号4-12に修正版を掲載しております。

読ませていただきますが、「水辺等の水域を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定内に主な生息環境が存在するが、水辺等の水域は改変を行わないことから直接改変による環境の変化は小さく、重要な種への重大な影響はほとんどないものと評価する。」とのことでした。

図書に戻りまして、樹林、草地及び耕作地を主な生息環境とする種については、一部改変される可能性があることから影響が生じるとしておりますが、設置想定範囲を絞り込んだことや、できる限り既設林道を利用する想定としているので、現時点において重大な影響は実行可能な範囲内で回避、低減できていると評価している一方で、上空を利用する鳥類、コウモリ類については、バードストライク、バットストライクによる影響を受ける可能性があるとして評価しております。

次に、植物について、270ページをご覧ください。

こちらでも水辺等を主な生息環境とする重要な種についてです。動物と同様の修正が入っておりまして、主な生息環境は存在するものの、水域の改変はほぼ行わないことから、直接改変による影響の変化は小さく、重要な種への重大な影響はほとんどないものと評価しております。

樹林、草地及び露岩地を主な生息環境とする重要な種については、その一部が直接改変される可能性があることから影響が生じる可能性があるとしておりますが、こちらでも設置

想定範囲を絞り込んだことや、できる限り既設林道を利用する想定としており、現時点において重大な影響は実行可能な範囲内で回避、低減できていると評価しております。

動物、植物については、いずれも、方法書手続以降で可能な限り既設道路を利用し、道路の拡幅面積を低減すること、生息状況を現地調査等により把握し、重要な種への影響の程度を適切に予測した上で必要に応じて発電機の設置や環境保全措置を検討することとしております。

次に、生態系について、資料2-1の6ページの質問番号4-14で説明させていただきます。

こちら事業から修正版が提示されておまして、「事業実施想定区域内にニセコ積丹小樽海岸国定公園や記念保護樹木、特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物については事業実施想定区域内に位置しない範囲としていることで、それらの環境への重大な影響は実行可能な範囲内で回避、低減されていると評価する。ただし、鳥獣保護区、植生自然度10、9に相当する自然植生及び保安林が存在していることから、風車の配置など事業の計画によっては一部が改変されることにより、事業実施による影響が生じる可能性がある。今後の方法書手続以降において、現況調査及び関係機関等との協議を踏まえ、必要に応じて風力発電機の配置及び基数の見直し等の環境保全措置を検討し、事業実施によるそれらの環境への影響の回避又は低減を図る。」とのことです。

最後に、景観について、図書に戻りまして、287ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性についての図です。主要な眺望点、景観資源については、想定区域に位置しておらず、直接的な改変は生じず、重大な影響は回避されるものと評価しております。

また、眺望景観の変化の程度については、可視領域は結構広いものの、全ての眺望点で風力発電機を視認できない可能性が高いか、比較的細部までよく見えるようになり気になるが圧迫感を受けない程度か、それ以下の影響の可能性があることから眺望景観に変化が生じる可能性があるのですが、主要な眺望点の重大な環境影響が現時点においては実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価しております。

また、方法書以降は、現地確認等により眺望点や景観の状況を把握した上で、発電機が視認される可能性のある眺望点については、フォトモンタージュ等により眺望景観への影響について詳細な予測を行うこと、今後、計画の検討に当たっては、眺望や景観に配慮して風力発電機の計画等を検討すること、景観と調和した風力発電機の塗装色の使用を検討することに留意し、予測及び評価の結果等を踏まえた上で必要に応じて環境影響の回避及び低減を図るとしております。

少し長くなりましたが、事業概要の説明は以上です。

次に、1次質問とその回答について、先ほどから使っている資料2-1を用いて説明いたします。重複する場所もあるかもしれませんが、取りあえず代表的なところを何点か説明させていただきます。

まず、2ページの質問番号2-4をご覧ください。

こちらの古平、仁木、余市の事業は、事業実施想定区域が南北30キロメートルに及ぶ長さの区域になっていること、想定区域と同様の条件と思われる古平町と泊村の境界や仁木町と倶知安町の境界を区域外とした理由について伺っております。これに対して、事業者からは、地元行政との対話活動の中で、行政区内での風力発電機の開発に対して受容性が高くないと事業者として受け止め、区域設定が難しいとの判断に至ったとのこと。

すいません。また通信が切れてしまったようなので、少々お待ちください。回復次第、質問番号4-8からまた説明させていただきます。

大変失礼しました。続きからご説明させていただきます。

先ほどの南北に長いということに関連し、5ページの質問番号4-8をご覧ください。

風力発電機の配置が連続して長距離に及ぶ場合、動物の移動経路の阻害要因になりかねないという専門家の指摘がありまして、風車が尾根筋に沿って30キロメートルにわたって並ぶことが想定される中、調査の結果、移動経路に影響があることが予測された場合、どのように影響の回避、低減を行うのかを伺いました。これに対して、事業者からは、風力発電機の配置及び基数の見直しを含め、専門家ヒアリング等も参考に環境保全措置を検討するとのこと。

次に、4ページに戻りまして、質問番号4-1をご覧ください。

こちらでは、超低周波音を配慮事項として選定されていないが、住民等から不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかを伺いました。これに対して、事業者からは、環境省の指針で20ヘルツ以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、超低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認できないことが結論づけられ、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱うことが適当であるとされていること、また、発電所アセス省令の参考項目から外されたこともあり、今回、配慮事項に選定しなかったとのこと。ただ、配慮書に対する意見等を踏まえ、必要に応じて方法書以降で選定することを検討すること、選定しなかった場合でも、住民等から説明を求められた際には、本事業の理解の深化にもつながるよう、個別対応も含めて丁寧な説明をするとのこと。

次に、7ページの質問番号4-18をご覧ください。

こちらは、余市町及び仁木町からの眺望について、水平方向への広がりや山稜のスカイラインの切断のほか、夕方の時間帯になると施設がシルエットになり夕日がよく見えるのではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、風力発電機を視認できる可能性があるものの、夕日を望む眺望点とは想定しにくい地点と考えているのですが、今後、方法書以降の現地調査において確認、検討していくとのこと。

トラブルがあって長くなってしまったのですが、1次質問と回答についての説明は以上とさせていただきます。

本事業についても2次質問まで行いまして、次回、答申案の審議等をお願いしたいと考

えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

古平、二木、余市の事業については以上になります。

○事務局（五十嵐主事） 引き続きまして、議事3の伊達・千歳ウィンドファーム事業の説明に移ります。

初めに、図書を用いて事業概要について簡単にご説明いたします。

まず、図書の5ページをご覧ください。

事業実施想定区域の位置ですが、今回は伊達市大滝と千歳市にまたがる区域となっております。

次に、左隣の4ページをご覧ください。

本事業は、先ほどまでの事業と同様の風力発電機を最大19基程度設置する計画で、総出力は最大7万9,800キロワット、また、面積は約1,072ヘクタールです。そのうち、風力発電機の設置予定範囲は約540ヘクタールとなっております。

関係市町村は、伊達市、千歳市、白老町となっております。

次に、少し飛びまして、25ページをご覧ください。

こちらは大型資材の想定輸送ルートですが、苫小牧西港で陸揚げし、国道276号線を通るルートとなります。

次に、1ページをめくりまして、26ページ、27ページをご覧ください。

こちらは区域及びその周辺の他事業についてです。昨年度、配慮書の審議をいたしました（仮称）清陵風力発電事業が存在し、風車設置範囲ではありませんが、一部区域が重複しております。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明します。

まず、地形、地質について、50ページ、51ページをご覧ください。

まず、50ページの図は区域の表層地質図で、区域は、軽石や凝灰岩など、火山性の地質となっております。また、51ページは重要な地形、地質ですが、ホロホロ・徳舜警火山群が区域と重複しております。

次に、動物について、68ページをご覧ください。

環境省のEADASのセンシティブティマップでは、事業実施想定区域を含むメッシュは、重要種であるイヌワシやクマタカ等の生息情報により、注意喚起レベルA3に該当しております。

また、注目すべき生息地について、また少し飛びまして、83ページ、84ページをご覧ください。

区域には、鳥獣保護区、そして、IBAとKBAが存在しております。

次に、植物について、87ページからの図と表をご覧ください。

こちらは現存植生図における区域の植生についてですが、面積が比較的広い群落として、ササダケカンバ群落等が分布しています。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、113ページをご覧ください。

事業実施想定区域内には、植生自然度9及び10の群落や特定植物群落が存在するほか、めくっていただいて、116ページの図にも示されているように、区域のほぼ全域が水源涵養保安林となっております。

次に、景観の眺望点について、大きく飛びますが、265ページをご覧ください。

こちらは、それぞれの眺望点における風力発電機設置予定範囲からの距離と風力発電機の垂直見込み角が示されています。垂直見込み角が最も大きくなるのはホロホロ山であり、8.8度となっております。

また、各眺望点は、次のページの図に可視領域とともに示されております。

戻っていただきまして、142ページをご覧ください。

こちらは住宅の分布でありまして、今回、区域から最も近い地点は約3.6キロメートルとなります。

次に、自然公園について、184ページをご覧ください。

区域内には支笏洞爺国立公園の第3種特別地域と普通地域が含まれております。

次に、第4章の計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

まず、204ページをご覧ください。

陸上風力に係る項目はおおむね選定されていますが、本事業は、区域から住居等まで離隔距離があることから、騒音及び風車の影については選定されておられません。

また、評価についてですが、選定されたそれぞれの項目は先ほど説明した2事業と同様の評価方法となっております。

以上、簡単ですが、事業の概要説明になります。

続きまして、資料3-1を用いて、1次質問とその回答について3点に絞って説明させていただきます。

まず、2ページの質問番号2-6をご覧ください。

こちらでは、区域付近に（仮称）清陵風力発電事業があることから、累積的影響について質問しました。これに対して、事業者からは、考慮する必要があると考えており、事業者へ情報提供等を求め、具体的な手法等については方法書で示す予定とのことでした。

続きまして、同じページの質問番号3-7をご覧ください。

こちらでも清陵風力の際に事業者のオリックス株式会社に質問した内容と同じですが、区域に軽石流堆積物が存在することから、地質が脆弱であると考えられるため、これに対応していくことの重要性について質問しました。これに対して、事業者からは、今後の地質の詳細な調査を踏まえ、影響が極力小さくなるよう検討するとのことでした。

最後に、6ページの質問番号4-18をご覧ください。

区域は、国立公園、鳥獣保護区、IBA、KBAとなっている支笏、洞爺と一部重複し、また、それらに囲まれており、重要な生息地であり動物の重要生息地をつなぐ重要な移動経路であることから、地域の重要性と保全の方法について質問しました。これに対して、事業者からは、重要な場所であることから、希少鳥類や生物多様性への影響が考えられる

ことを認識しており、方法書手続を経て、十分な現況調査、予測及び評価等を行い、適切な環境保全措置を検討することです。

本事業に係る説明は以上です。

○事務局（菅原主任） それでは、（仮称）夕張ウィンドファーム事業に係るご説明をいたします。

まず、事業概要の説明を行いますので、薄桃色の図書をご覧ください。

本事業の事業者についても、表紙に記載がありますとおり、関西電力株式会社となります。

これまで説明のあった事業と同様、本配慮書は5月30日付で受理しまして、6月2日付で本審議会に諮問をさせていただいており、知事意見は9月14日までとなっております。縦覧期間は6月1日から6月30日までで、一般意見の募集についても6月30日までとなっております、現在は終了しております。

初めに、事業の内容についてご説明いたします。

まず、図書の4ページをご覧ください。

本事業の総出力は最大8万4,000キロワットで、単機出力4,200キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大20基設置する計画となっております。

事業実施想定区域は夕張市と栗山町であり、区域の面積は約2,794ヘクタールとなります。

次に、23ページをご覧ください。

こちらには設置が予定されている風力発電機の概要について記載されておまして、ローター直径は約117メートルから約158メートル、風車全体の高さは142.5メートルから179.4メートルとなっております、変電施設等については、次ページに記載されているとおり、現在検討中であるとのこと。

また、夕張市、栗山町及びその周辺において、過去にアセス規模の風力発電事業が行われたことはありませんので、現時点で累積的影響について特に想定されているものはないということです。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順に説明してまいります。

まず、動植物及び生態系についてまとめてご説明いたします。

109ページをご覧ください。

区域内及び区域周辺に動物の重要な生息地である清水の沢鳥獣保護区が存在しております。特別保護地区については、事業実施想定区域から外されているのですが、鳥獣保護区の一部が区域と重複しているという状況です。また、保安林については、作業路のための区域など、ごく一部を除き、区域のほぼ全域が保安林に指定されております。

1枚めくっていただきまして、110ページをご覧ください。

こちらでは、区域の大部分が植生自然度9の樹林となっております。ちなみに、この植生自然度9の樹林は、大体がブナクラス域の自然植生となっているほか、区域内には、これ

も輸送路の区域ですが、巨木林がございます。区域の北側の緑色のポツが巨木林でして、ポツとしては一つですが、その中にカツラやシナノキなどの6本の巨樹が存在するとされています。

植生自然度9の植生の詳しい内訳については84ページ、巨木林の内訳については103ページを参照していただければと思います。

次に、景観についてご説明いたします。

まず、113ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図です。ページが大きく飛びますが、251ページの表4.6-4も併せてご覧いただければと思います。

こちらには、それぞれの眺望点における事業実施想定区域からの距離と風力発電機の垂直見込み額が示されております。垂直見込み角が最も大きくなるのは、区域の南川の由仁町との境界付近にあります滝の上公園で、3.5度となっております。気にはなるものの、圧迫感を受けない程度だということです。

次に、住宅等の位置について、少し戻って、195ページをご覧ください。

この図は、紫色の点が住居等、また、住居とかぶっているところは見えにくいかもしれませんが、桃色の点が学校、黄緑色の点が福祉施設を表しております。

さらに、194ページの表4.3-12では、風力発電機設置想定範囲からの距離別に各施設及び住宅の分布状況が示されております。1キロメートル以内にこれらの住居等や学校、医療機関、福祉施設は存在していませんが、1キロメートルから2キロメートルの範囲内に合計328軒の住宅と1軒の福祉施設が存在していることが分かります。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

また少し戻りまして、190ページをご覧ください。

こちらは選定の表です。影響要因の区分の工事の実施による環境影響については、現段階では、工事計画の熟度が低いことから、工事の実施による影響は対象としないこととし、方法書以降の手続において取り扱うとの考えから、今回は選定されておられません。

また、土地または工作物の存在及び供用についてですが、陸上風力発電に係る項目の中で、地形・地質と人と自然との触れ合いの活動の場の二つについては、事業実施想定区域内にそれらの要素が存在しないことから、今回は選定されていません。

1枚めくっていただきまして、192ページにおいて、調査、予測及び評価の手法について、選定した環境要素の区分ごとにまとめてございますので、適宜、参照していただければと思います。

そのほか、214ページ、215ページ及び235ページには、動植物に関する専門家等への意見聴取の内容が掲載されておりますので、こちらも適宜ご参照いただきますようお願いいたします。

最後に、図書の254ページから255ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表です。選定されている全要素で重大な影響の回避また

は低減が実行可能な範囲で行われており、今後、右の事項に留意し、環境影響の回避及び低減を図る旨が記載されてございます。

以上が事業の概要説明となります。

次に、事務局から本事業の図書について行った1次質問を資料4-1にまとめておりますので、ここの中から幾つか紹介してまいります。

なお、資料4-2については、今回の説明には用いませんので、適宜、参照していただければと思います。

まず、資料4-1の1ページの質問番号2-2と、1枚めくっていただきまして、質問番号2-3を併せてご覧ください。

区域設定について、鳥獣保護区や保安林のほか、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区の区域を確認のみで区域から除いていないことについて、事業者の考えや区域設定の検討過程について質問しております。これに対して、事業者からは、今後、環境影響評価手続を通じて状況を把握した上で、影響の回避、低減を図っていく、現時点では広めに区域を設定しているとのことです。

この質問については、区域の違い等がありますものの、これまで事務局からご説明した四つの事業と共通しておりますので、それぞれ同様の趣旨の質問をし、同様の趣旨の回答を得ております。

次に、3ページの質問番号3-11と質問番号3-12をご覧ください。

こちらは景観についてです。眺望点として追加すべき地点として、新夕張駅付近の身近な地点や、清水沢ズリ山、マウントレースイスキー場は対象とならないのかを質問しております。これに対して、事業者からは、選定するとのことです。

次に、1枚めくっていただきまして、4ページの質問番号4-4と質問番号4-5をご覧ください。

騒音及び風車の影について、一定程度の離隔距離を取ったことは分かったのですが、その上で現時点の計画として影響をどう考えているのか、事業者の見解を質問しています。これに対して、事業者からは、可能性は低いものの、ないとは言いきれないため、今後、適切な風車配置を検討していくとのことです。

これも先ほどのほかの事業でも触れられていたかと思いますが、4事業のうち、騒音及び風車の影が選定されている小樽、赤井川と古平、二木、余市の事業においても同様の質問をし、同様の回答が得られております。

最後に、5ページの質問番号4-16と、1ページめくっていただきまして、6ページの質問番号4-20を併せてご覧ください。

植物及び生態系について、区域のほぼ全域が保安林であるほか、植生自然度9の区域も大部分を占めており、影響の回避が難しいこと、その他の指定区域等が事業実施想定区域に含まれていないことを理由に、影響の回避、低減を図ったとするのは妥当性を欠くことを指摘した上で現時点で想定している回避・低減策について質問しています。これに対し

て、事業者からは、質問番号4-20の回答の中に書かれておりますように、評価を修正するとともに、改変面積を最小化する等の環境保全措置を想定しているとのこと。

こちらの質問についても、それぞれの事業で同様の趣旨の質問をし、同様の趣旨の回答があったところです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、これら4事業について審議を始めたいと思いますが、その前に、事務局から説明がありましたとおり、本日は、事業者であります関西電力株式会社の方にご出席をいただいておりますので、まずは事務局からお呼び出しした経緯も含めて説明をお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） それでは、ご説明いたします。

本日は、関西電力株式会社による四つの事業についてご審議をいただきます。

関西電力では、道内での事業と同時に、5月30日に宮城県で川崎ウィンドファーム事業という風力発電事業の計画を公表しております。ただ、宮城県と山形県の名勝であります蔵王の景観への影響や環境や災害への心配などから、地元の市や町、そして、宮城県知事も反対を表明し、山形県知事も地元市の意見を尊重すると述べるなど、大きな問題となっております。また、地元の市長、町長のほか、県知事からも東北以外が地盤である電力会社が計画することへの違和感も示されております。

地盤ということで申しますと、発電事業者は、現在、地域にかかわらず事業を行うことが可能となっておりますし、道内の4事業についても、現在のところ、地元の市町村長が反対するような声は我々のところに聞こえてきておりません。ただ、他の地域で大きな注目を集めている事業と同じ事業者による計画ということでご懸念をお持ちの方もいらっしゃると思いますことから、川崎ウィンドファーム事業の事例を念頭に、道内4計画における地域の設定や地元理解の進め方等について直接ご説明をいただいたほうが宜しいのではないかと考え、ご出席をお願いし、ご了解をいただいたところでございます。

○露崎会長 それでは、関西電力株式会社から、今回の道内の4事業の地域設定の考え方、宮城県の計画についての概要とこれまでの経緯や対応、そして、これが一番大事だと思っておりますが、道内事業における地元理解の進め方について、それぞれ簡潔にご説明をお願いいたします。

○事業者（株式会社関西電力） まず、道内の4事業の地域設定の考え方についてご説明させていただきます。

配慮書の段階では、まず、風況や地形条件及び既設の道路の整備状況を確認させていた

だいた上で、環境配慮として、地元の方への騒音影響を踏まえ、1キロメートルの離隔距離を考慮いたしました。

そのほか、保安林、鳥獣保護区、植生自然度、防災、自然公園等については、法令上の制約があるものは除外し、それ以外については文献調査での確認として、今後の現地調査や関係機関との協議によって、環境影響の回避、さらには、低減に向けて検討していきたいと考えております。

非化石電源という再エネの電源開発の可能性を広げるため、現時点では、可能性を除外することなく、現地の調査等で実態を踏まえた計画とすべく、広めの計画を立てさせていただいているところでございます。

続きまして、宮城県川崎ウィンドファーム事業における状況でございます。

まず、計画の概要についてです。

事業用地を蔵王に設定した理由ですが、北海道と同じで、全国規模で風況や系統、道路の条件を確認した上で当該地点を選定させていただいております。

蔵王連峰が近接することは十分に認識しておりましたが、例えば、代表的な景勝地である御釜の展望台から約6キロメートル程度の離隔距離を取ることで、配慮していると考えてございました。

また、配慮書を進めるに際しての事前の地元への説明状況ですが、当該地点におきましては、2021年12月に初めて立地自治体の川崎町に訪問し、検討開始の是非等をご確認させていただいております。その後、3月までに事業エリアを含む地域の自治会長へ計画のご説明をするとともに、4月末までに各会長に配慮書案の概要をご説明させていただいております。

このように、配慮書の公表前に関係する自治会長へ配慮書のご説明をさせていただいたものの、5月下旬に、一関係団体との調整をする中で、この配慮書のご説明ができない状況となってしまいまして、その状況下でその団体が反対を表明されるに至りました。

私どもは、その時点では、改めてご説明させていただければご理解をいただけるものと考えておりまして、予定どおり、5月30日から配慮書の手続を始めることとなりましたが、事業に対して注目が集まったこともあり、結果として新聞報道等に出ていますような現在の状況に発展してしまったと考えてございます。

この現状に対する弊社の認識ですが、地元の皆さんの蔵王への畏敬の念について私どもが十分に認識できておらず、検討時の配慮が足りていなかったと考えております。結果として地域の皆様に不信感を抱かせてしまったことは反省しているところでございます。

次に、今後の北海道の4事業への反映についてです。

川崎ウィンドファームにおいては、反対を表明された一関係団体へのご説明ができない状況の中で配慮書を提出することとなりましたが、北海道の4事業につきましては、関係自治体、そして、自治体からご紹介をいただいた近隣地域の自治会長、さらには、関係者の皆さんに配慮書のご説明をさせていただいた上で配慮書の手続を始めさせていただいて

おります。

地元のご理解というのは大前提でございます。皆様のご理解がより深化するよう、今後も丁寧なご説明をするとともに、地元への貢献も含め、対話活動を進めていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、弊社からのご説明は以上となります。

○露崎会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見を伺いたいと思います。

まず、4事業全体の共通の内容についての質問をしてから、個々の事業の質問をしたほうが分かりやすいかと思っておりますので、まずは、道内4事業に共通する内容について、質問や意見、確認等がございましたらよろしくお願ひします。

○澁谷委員 四つの計画とも対象地が自然度の高い保安林となっておりますが、その点あまり適切ではないということがあります。保安林の種類は詳しく分かりませんが、治山関係の保安林の場所は、まず、対象外にすべきであると思ひます。土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林、それから、言葉が正しいかは分かりませんが、地滑り地なんかは全部外すべきであると思ひます。

加えて、小樽なんかはそうかもしれませんが、水源涵養保安林も、保安林の中に風車を建てるために整地して、しかも、風車が結構大きいので、その1か所の面積もそれなりに大きくなることを考えれば、土の構造が変わって保水力が落ちるだろうと思うのですね。加えて、なるべく既設の林道をと説明されていましたが、どうしても道路をつくらざるを得ない部分が多いですし、路面は濁水が発生する基になりますし、水質形成に関してもマイナスの影響が出てきますので、やはり水源涵養保安林も対象地とするのは適当ではないと思ひます。

その上で、1か所当たりの整地の面積がどれくらいなのか、加えて、図書にはあまり書かれていなかったのですが、既設の林道と言われるものがどれほど入っているのかを次回はちゃんと示していただきたいと思ひます。できれば、既設の林道のほかに新設のものがどれほど見込まれるのかが知りたいのです。既設のものは大きな資材を運ぶような林道ではない場合もありますので、既設の林道であっても拡充の必要性が出てくるかもしれません。そういうことがもう少し分かるような資料をそろえていただければと思ひます。

加えて、支笏湖の近くの計画ということは、緑の回廊が設定されている近くだと思うのですが、そういうところとの関係も十分に意識していただかなくては困ります。特に自然度の高い保安林を対象としている割には、十分な配慮といひますか、資料が足りない部分があると思うのですね。多分、この場では無理だと思ひますので、次回、今言ったようなところに答えていただければと思ひます。

○露崎会長 今、答えられる範囲でご回答をよろしくお願ひします。

○事業者（株式会社関西電力） 今お話がありましたように、水源涵養保安林も計画地の中に入っておりますが、代替の保安林を設ける等の対策も含めて検討する必要があると思ひます。

また、実際の風車の配置等の計画はこれからですが、既存の林道をできるだけ利用し、改変面積をできる限り小さくすることを考えています。今、事業エリアは、非常に大きな数字をヘクタールで示させていただいております。古平は、エリアが大分広いので、あれなのですけれども、その他のエリアについては、造成面積が数十ヘクタールぐらいになるかなと思っております。ただ、それについても、詳細に測量をしながら設計し、最終的にはできるだけ改変面積を小さくするとともに、濁水に関しては調整池等を設けるなどの対策を施しながら計画し、改めて審査を受けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 できるだけ具体的にお願いします。

○澁谷委員 まずは、最初に言いましたように、治山関係の保安林のところは基本的に外すことを考えていただきたいと思います。

また、水源涵養保安林は代替地を設けるとおっしゃいましたが、代替地という考え方がおかしいですね。今、指定されているところの一带は水源涵養保安林であり、それは代替地があるという性質のものではないので、まず、そういう考え方がおかしいと思います。

それから、こういう言い方は失礼ですけれども、全体として自然環境に対する価値観が低い業者のように感じてしまいます。例えば、支笏湖の辺りは非常に重要な地域ですし、北海道の場合は火山活動の影響を受けるところが多いため、地質が脆弱な地域も多いだろうと思います。ですから、自然度の高い保安林をどんどん計画の中に取り込んでいくということにやっぱり疑問を感じてしまいます。今日のご説明だと、自然度の高い保安林に対する配慮がほとんど欠けているのではないかと思うぐらいです。

法令上はそんなに問題にならないのだろうと思いますが、実際には、工事をして、大きな構造物を建てるとなると、保安林に対して一定の影響が出てくるのは当たり前で、その認識をしっかり持っていただかないと困るなと思います。

また、この計画において実際にどうやって風車が建つのかはまだ分かりませんが、全体として自然環境に対する認識が甘いのではないかと個人的には思っています。これは質問ではなく、個人の感想になってしまうのですが、自然環境あるいは環境アセスに対してもう少し厳しく考えていただきたいと思います。

○露崎会長 よろしくよろしくお願いいたします。

大原委員、お願いします。

○大原委員 私の専門は昆虫ですので、4事業を通して、昆虫のことで少し気になったこととお話ししたいと思います。

いろいろな文献から事業実施想定区域及びその周辺の昆虫の種名をリストとして集められていると思うのですが、北海道環境データベースというのは、かなりいろいろな文献の情報を集めて載せているものです。例えば、小樽・赤井川に関しては、挙げられた種数が3,000種という膨大な種数です。これは数だけで言うともとても大きい環境になるのですが、これもデータベースから取られているもので、周囲の種数を網羅しているだけに思

えるのですよね。

○**露崎会長** 何か雑音が入っていますが大丈夫ですか。大原委員、そちらの問題のようなので、そちらで調整していただけますか。改めて挙手をしてください。

その間に、笠井美青委員、お願いいたします。

○**笠井（美）委員** 私も澁谷委員と似たような意見です。

私は土砂災害が専門ですが、何事業かで設定範囲が土石流危険渓流の流域と被っていき、例えば、整地のためにここに盛土をすることになりますと、それこそ、去年話題になりました熱海の土石流の事故のような状況を引き起こしかねないところが幾つかあります。

ほかにも地質が脆弱なところがあるので、事業をするに当たり、地形改変がどのぐらいになるのかをまず押さえておかないと、後で災害を起こすような事業になりかねないということを思いつつ聞いておりました。

一応、土砂災害警戒区域なども書いてありますが、土砂災害警戒区域というのは、基本的に人がいるところに設定されますよね。でも、土石流というのは、人が住んでいない上流部で起こり、それが下に流れていって災害を起こします。お返事では地質などについても考えるということでしたが、まずは地形改変の影響も考えて事業計画を立てていただきたいなと思いました。

○**露崎会長** 今のコメントに関しまして、思うことがありましたらお願いします。

○**事業者（株式会社関西電力）** 土木設計等はまだこれからということもあり、改変面積等について精緻なものが判明しておりませんが、今後、設計等をする中で改変面積等をしっかりと確認し、皆様にご審議をいただきたいと考えてございます。

○**事務局（石井課長補佐）** 事務局からそれに関連して一つだけ。

土工量などは基本的には準備書の段階で出てくるのが一般的だと思いますが、先ほどの澁谷委員からのお話にもありましたように、次の方法書の段階である程度出すことができるのかどうかだけ確認させてください。

○**事業者（株式会社関西電力）** 土木設計についてですが、まず、環境アセスメントを進めていく中で風車の配置が確定してまいります。その風車配置が確定して初めて最終的な土木設計となります。とはいいつつも、風車の仮の配置等である程度の土木設計を行うことで、どこら辺がどの程度の改変面積になるのかを出せるのではないかと考えてございます。

○**露崎会長** ほかの事業では方法書の段階で風車の位置が出ている図書もありましたので、可能な範囲でとはなるかとは思いますが、よろしくお願いします。

○**事業者（株式会社関西電力）** ありがとうございます。

○**露崎会長** それでは、奈良委員、お願いいたします。

○**奈良委員** 景観についてです。

全部の事業でそうですが、例えば、古平・仁木・余市の288ページに景観に関する評

価値がありまして、全部同じ書き方をされていますよね。評価結果として、まず、眺望点及び景観資源については事業実施想定区域に位置していないことから、影響は回避されるということが述べられていて、290ページの景観の評価結果のところでも、想定区域に景観資源がないから大丈夫だということを前提に話を進めています。

しかし、想定区域内にあるかないかではなく、周りの眺望点や景観資源からどう見えるかが重要だと思いますので、想定区域の中になくから大丈夫という前提はおかしいと感じました。今後、ここについてご検討をいただければと思います。

○事業者（株式会社関西電力） 基本的には委員のご指摘のとおりで、それぞれの眺望点への影響がどうなのかということが最終的には関係してくることになるかと思います。

今、配慮書に書かせていただいております影響があるなしというのは、例えば、改変されることによって重要な眺望点が消失してしまう、直接改変により景観資源としての価値を失うといった視点での評価でして、このような表現にしております。

○奈良委員 それが第一に来るものではないなと思いましたので、今後をご検討ください。

○露崎会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 今回4事業の全ての配慮書に関わることですが、まず、動物の重要な種への影響の予測結果という表がそれぞれあります。私は鳥類が専門でして、鳥類のところを主に見たところ、例えば、樹林や草地は、事業実施想定区域内にあり改変されることになるので影響を評価しなければいけないですが、水辺の環境に関しては、改変を行わないことから直接改変による環境の変化は小さいと書かれています。例えば、水辺の種として示されているミサゴ、オジロワシ、オオワシなどは、水域で餌を取りますが、樹林帯で繁殖をします。当然、樹林の改変があれば影響を受けますし、生息環境への直接的な改変が予測されます。

それ以外にも、例えば、シロフクロウやシマアオジも水辺の種に入っていますが、これらは草地などの環境も利用します。ほかにも複数の生息域を利用するものが一つの生息環境だけに含まれてしまっている。専門家に見てもらうなどして、もう一度きちんと確認し、複数にまたがる環境を利用するものは該当するすべての生息環境の改変等による影響評価をしていただきたいと思います。

もう一つは、生物多様性保全に対する意識に関わることです。いろいろとあるのですが、例えば、先ほどお話のあった蔵王ですが、住民の方たちが蔵王に対して非常に重要だという意識を持っていることを知らなかったとおっしゃっていましたが、あのエリアは国定公園にも含まれていますよね。ですから、蔵王がどんな場所かは分からなくても、国定公園に入っているということは国として保全すべき重要な場所であるということは明らかなので、そこがどういう場所なのかぐらいは計画を立てる前にリサーチすべきだと思うのです。

今回、保安林の話も出ていましたが、計画地は支笏湖の周辺のKBAやIBAの中に入っています。それらの隣接地に風車を建てようという計画についても、例えば、渡り鳥などはその中だけに収まって生息するわけではないので、隣接地であっても影響は重大だと

指摘されています。これらの保護区の中に建ててしまうということであれば、影響を回避するのはさらに難しいと思います。

KBAもIBAも世界基準で生物多様性の保全上非常に重要な場所として選定されているところであり、多くの絶滅危惧種が生息しているというお墨つきのある保護区なのです。ですから、そういうところの重要性に関し、どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○露崎会長 可能な範囲でご回答をよろしくお願いします。

○事業者（株式会社関西電力） 決してそういう地点を軽視しているものではございませんで、今後の現地調査を踏まえ、検討の可能性を見極めたいと考えている次第です。

○白木委員 KBAやIBAがどの程度重要なかをきちんとリサーチされて、そこにどういった種が棲んでいるかも分かった上での計画地の選定ですか。

○事業者（株式会社関西電力） おっしゃるとおりです。

○白木委員 よく分かっているけれども、大丈夫だろう、何とかなるだろうということですか。

○事業者（株式会社関西電力） 何とかなるということではなく、現地調査をさせていただきたいと考えております。

○白木委員 やはり保護区として非常に重要な場所で、風車をたてることで影響がありそうであれば、止めるということですか。

○事業者（株式会社関西電力） おっしゃるとおりで、調査、検討し、評価をした結果、やはり無理であるということであれば計画を見直します。

○白木委員 ここは本当に世界基準で重要な場所として選ばれた保護区なのですね。そこに一企業が自分たちの調査結果により影響はないと評価して、保護区の中に風力発電施設を建てるということに関し、何も疑問を持たれなかったのでしょうか。ここは国際的な保護区です。そして、御社は大きな企業ですね。国際的な環境保全の観点からではなく、特に影響はないという結果が出れば、問題はないとお考えということでしょうか。

○事業者（株式会社関西電力） 決して問題がないと考えているものではございません。

○白木委員 問題はあるということですか。

○事業者（株式会社関西電力） 我々も自身の評価結果だけを基に事業を進めていこうとは考えておりません。調査した結果、我々の中で案を出させていただき、それを評価いただく中で、世界基準であれば、専門家のご意見もいただきながら、最終的に事業を進めるかどうかを考えていくべきものだと思っております。我々が単独で地点を評価し、その評価だけで進めるとは決して考えておりませんので、その旨はご理解をよろしくお願いいたします。

○白木委員 最後がよく聞こえませんでしたでしたが、取りあえず、国際的な保護区であることを認識した上で、その問題についても理解された上でやるということによろ

しいですか。

○事業者（株式会社関西電力） ご理解のとおりでございます。その上で、我々事業者が判断するのではなく、評価した結果について皆さんにご審議をしていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○白木委員 その際、例えば、KBAを設定しているコンサベーション・インターナショナルなどにも意見を求めていただけますか。

○事業者（株式会社関西電力） そうするようにいたします。

○露崎会長 それでは、押田委員、お願いします。

○押田委員 今、白木委員が言われていた国際的な保護区について、私もすごく気になっています。そこで、海外の事例としてはどういうことが起きているか、海外ではこういう場合にこういう判断をされたのだということがあれば参考になると思います。どういう扱いが妥当であるのかは難しい問題だと思いますが、次はそういう視点から事例なども出してきていただけると少しは聞けるのかなという感じがしました。

それから、もう一つ伺いたいのですが、四つの事業が近いといえば近いところにありますので、優先するもの、もしくは、もし四つが通った場合は同時に進行させていくのか、順序があるのか、それについて何かアイデアがあったら教えていただけますでしょうか。

特に一番初めと2番目の仁木と小樽・赤井川は事業の場所がすごく近いと思います。仁木と余市のところは事業区が縦長に作られていまして、20キロメートルから30キロメートルぐらいの距離かと思うのですが、そのすぐ横には赤井川があって、事業区間の距離がすごく近いので、累積的な影響がまともに出てくる事業計画だなという気がしています。どちらかを先に造ることによって何か影響があり、プラスアルファ、後からそれを造ることによってまた影響が変わるということが読めてくるようなデザインかなという気がするのですよね。

ですから、事業を実施するとしたらどういう順序で、また、その順序についても、全部を一緒にやるのか、一つ一つ見極めながら続けていくのか、どう考えられているのかを教えてください。

○事業者（株式会社関西電力） まず、海外事例の調査というご質問ですが、海外の事例についても、今後、可能な限り調べ、次の方法書においてご紹介をできればと考えてございます。

また、次のご質問の各事業の優先順位もしくは進め方についてですが、現時点におきましては、この四つの事業をどのような順番で進めるのか、もしくは、同時に進めるのかは特段決まってございませんで、今後、配慮書において皆様から頂戴したご意見やご指導を踏まえて方法書の検討を進めていく中で、どのような順番でやっていくかを見極めていきたいと考えてございます。

○押田委員 いい順番ですること、ひょっとすると何かがあったりするかもしれないので、私からもそこははっきりと申し上げられないのですけれども、ぜひ検討していただ

ればと思います。

○露崎会長 そのほか、質問や意見、確認事項等はありませんか。

○鈴木委員 先ほどの奈良委員の景観に関するご指摘と関連する事柄についてです。

この四つの事業では、あちらこちらに風力発電機の視認可能性を示した図が示されています。それを拝見しますと、環境影響を受ける範囲であると想定される地域から外れたところにも可視領域の色が付けられているところが複数ございます。これは、風力発電機が見える市町村であるけれども、影響は及ばないと考えられているところがあるということになりますが、問題ではないかと思います。やはり、よく見えるところに位置している市町村であれば、全て関係する市町村に含めていただきたいと思います。

先ほどの事業者の方からの口頭説明の中で地元との対話活動を積極的に進めて参りたいということがありました。そういった観点からも、やはり、よく見えるところに位置している市町村の全てにご意見を伺うような姿勢であっていただきたいと思います。

○露崎会長 今の意見に関しまして、いかがでしょうか。

○事業者（株式会社関西電力） 可視領域としてお示しさせていただいたエリアに該当する市町村には改めてご確認をさせていただき、どのように扱っていくかを判断していきたいと考えてございます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はありませんか。

大原委員、お願いします。

○大原委員 先ほどはこちらの不具合で申し訳ありませんでした。

簡潔に言いますと、北海道環境データベースというのは集約されたもので、種数は出てくるのですが、ほかの細かいものはあまり出てきません。小樽なんかは、小樽市総合博物館がかなり詳しく調査していて、赤井川周辺の奥沢水源地など、まさに事業を実施する近くでかなり環境調査がされています。その部分のオリジナルまでは当たっておらず、貴重な情報が大部分落ちている気がします。データベースも便利ですが、データベースからもう一步入ったような文献調査もしていただければと思いました。

特に、海岸のものがたくさん出てきて種数が増えているということもあって、周辺域となればそうなのですけれども、このリストでは正しい環境評価ができないかなと昆虫のところを見て思いました。

○露崎会長 今のコメントを参考に、よろしく願いいたします。何か一言ありますか。

○事業者（株式会社関西電力） 参考にさせていただき、調査する方向で進めたいと思っています。

○露崎会長 よろしく願いいたします。そのほかにご質問や意見等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 なければ、私からです。

数にすると2.5個くらい意見があるのですが、一つは確認したいことです。

今回の図書は、誤字脱字といたしますか、間違いがもの凄く多いのですが、この原因はど

う分析なされていますか。

○事業者（株式会社関西電力） 一度に四つの事業を進めたということがありまして、十分なチェックができていなかったところは反省しております。次回以降は、二重チェックをかける等、十分注意していきたいと考えてございます。

○露崎会長 何で聞いたかという、ほかの事業でも言ったことがあるのですが、図書というのは我々の委員会と事業者との間の信頼関係のための大事な第一歩だと思いますし、事業者と地元の人との間の信頼関係においても大事な第一歩だと思うのです。ですから、四つを一遍にやって忙しいから間違えたなんていうのは正直に言って理由にならないと思うのですよね。まずは正確なものでなくてもいいのではないかという意識があったのだとしたら意識改革を行ってほしいと思います。

当然、より正確で間違いのない図書の作成をしてもらわないことには、我々委員会の人らだって読んでいて四苦八苦するわけだし、計画地の住民の人らだって、何だ、これはおかしいではないかといって、そのまま不信感が芽生えてしまうことにもなります。信頼関係のためにも大事なことなので、よろしくお願いします。

さらに言うと、ダブルチェック程度では、正直に言って、この間違いは直せないと思うのですよ。我々が読んでも理解できる、地元の人が読んでも理解できる、そして、間違いのないものをつくるための具体的方法について、Q&Aにも書きますから、方法書までにといいですか、次のQ&Aまでにきっちり考えて、間違いのない対応の方法を考えて欲しいというのが私のお願いです。

また、そこから発展して、図書というのは、地元の人らとのコミュニケーションのための一番大きな武器となります。ここでは、公開しない、印刷できない、ご理解願いたいと書いてありますが、実際にそういうことをできるようにしている事業者も増えつつあり、それがこれからの潮流だと思いますので、可能であれば、できるだけ早く、近い将来、より情報の開示性を高める工夫をしていただきたいという要望です。今はできなくてもいいですが、将来的には絶対にやらないと、地域の住民の人らとのコミュニケーションが取れなくなるというのはほぼ疑いのないことだと思いますので、よろしくお願いします。

さらに、それに関係して、実は、専門家をどうやって選んだのかがすごく疑問なのです。ここにある4件の植物の専門家を見たら、伊達のところは明らかに違う人が専門家として入っているのが分かりますが、あとの三つの場所は全部同じ回答なので、誰が見たって同じ人ですよね。この3か所の全部についてちゃんと分かっている一人の専門家なんているわけがなくて、専門家の選択も完全に失敗していると思っています。といいますか、不適切だと思います。かなり当たり前のことしか書かれていないですよ。文献はどうかとか、現場を一生懸命調査しなくてはいけないよとか、そんな当たり前のことばかり書いているような人を専門家と呼んでいいのだろうかと思いつつ見えていまして、もう少しちゃんとした専門家の選定を考えて欲しいと思っています。大学教授なら誰でもいいのだという感じで選んだのではないかとと言われても仕方がない選定だと思います。

最近、アセスにおいては専門家の意見がすごく重要視されていますし、これはすごく大事なことだと思いますので、いい加減にこの人でいいやということではなく、このことをよく分かっている人の選定を改めてお願いしたいのですが、可能でしょうか。

○事業者（株式会社関西電力） これだけ多様な環境があれば、それぞれ専門的な人がおられると思いますので、方法書段階までにしっかりと調べ、協力していただける専門家に当たりたいと思います。

○露崎会長 これは、植物だけでなく、ほかの分野にも該当していると思うので、その辺を全て広くお願いいたします。

○事業者（株式会社関西電力） 分かりました。地域の情報は大事ですので、先ほどご指摘していただいた文献を収集することと専門家へのヒアリングにより、正確な情報収集に努めたいと思います。

○露崎会長 さらにもう一つです。同じといえば同じですが、実際に現地の調査を担当していただくアセスの業者はどうやって選択されているのですか。ぱっと見たら関西の企業ですよね。ここは北海道でのアセス実績があるのですか。

要するに、北海道のここの地域をちゃんと調べて、きちんとしたデータが取れる業者かどうかをどうやって担保するのかというのが気になったのです。まさか初めて北海道でアセスをやりますという業者だったら、とてもではないけれども、私は信用できません。

○事業者（株式会社関西電力） 生物の場合は地域性が非常に重要となりますし、北海道の生物相に詳しく、実際にフィールドもやっておられて、かつ、現地の予測、評価に必要な調査結果がきちんと得られる調査員を集めるネットワークがございまして、そういった方を集めて体制をつくることを検討していきたいと思います。

○露崎会長 それも先ほどの専門家の話と同じで、言うのは簡単なのです。それをどう担保できるのかを考えなければいけないのですよ。要するに、こういう人に依頼しましたと言ったとき、ほかの人がそれなら大丈夫だねと思えるような人でなかったら意味がないのですよ。そこを含めて考慮してください。よろしく申し上げます。

○はい、ありがとうございます。

○ 露崎会長 そのほか全体に関して確認したいこと等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ありませんでしたら、それぞれの事業について何か確認しておきたいことや意見等がありましたらお願いします。時間も結構詰まっていますので、もしもQ&Aに書ける範囲の質問等でしたら、そちらに移していただいたほうが有り難いのですが、その辺も含めて挙手をお願いします。

押田委員。

○押田委員 お時間のないところですが、よろしく申し上げます。

夕張ウィンドファーム事業の図書の204ページに動物の重要な種が出されていて、そこにナキウサギが出てきているのですよね。ナキウサギは、夕張の個体群がいて、こ

これは非常に危ないと言われておりますので、実は、かなり気を付けていただきたいものとなります。私も夕張を自分で歩いて調査しているわけではないので、ここでの確なことをどれだけ言えるかという点とあやふやなのですが、事業をするときにナキウサギには気を付けていただきたいということです。

特に、図書を見る限り、ナキウサギの生息環境が草原と書かれているのですよね。多分、北海道の環境関係の方たちにナキウサギが草原に棲んでいるという図書を見せたらびっくりされる内容です。ナキウサギは大体は岩塊地にいるのが当たり前です。よく高山帯にいるようなイメージもありますが、標高50メートルぐらいのところにも分布したりしていますので、ナキウサギの調査においてはそこも特に気をつけてやっていただければと思っています。もちろん、必要があるような環境だったらということで、常にナキウサギを探し続けるということではありませんが、そのニュアンスをお伝えしたいなと思います。

さらに、蔵王に関する住民のご理解の問題があったと思いますが、ナキウサギに対する道民感情にも変な意味で凄いものがあり、場合によっては大変なことになるかもしれませんので、重々お気を付けいただければと思います。

これは意見ですが、それについてどう考えられているか、一言だけでも言っていただければと思います。

○事業者（株式会社関西電力） 環境のところは草原と整理されていたということですが、これは図鑑などの資料で抽出してしまったのだと思います。これもまだ哺乳類の専門家にヒアリングをしてごさいませんでした。先ほど言われたように、地域の専門家へのヒアリングなどにより、その地域における生息実態をきちんと把握し、今後の調査なり対応に繋がっていきたいと思います。

○露崎会長 ほかに質問や意見等がありましたらお願いします。挙手をされた後、どの事業に関しての質問かを言っていただけると助かります。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等がないようですので、4事業の全体及び個々についての質疑応答を終了いたします。

時間が押しており焦って進行し大変申し訳ないのですが、先ほども言ったように、そのほかの質問や確認等はQ&Aに書き込みをお願いします。次のQ&Aが最後になってしまうので、その範囲で回答を得られるような工夫もお願いしたいと思います。

それでは、これで4事業に係る審議を終了いたします。

関西電力株式会社の皆様におかれましては、出席及び説明、質疑応答等にご対応していただき、ありがとうございました。ここでの話も参考になれば幸いです。

それでは、次の議事に入る前に、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。3時50分まで休憩といたします。よろしくをお願いします。

[休 憩]

○**露崎会長** 時間となりましたので、これより議事5に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）今金風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局（菅原主任）** まずは、事業概要の説明を行いますので、（仮称）今金風力発電事業の黄色の図書をご覧ください。

事業者は、表紙に記載がありますとおり、インベナジー・ウインド合同会社です。

本配慮書は5月31日付で受理し、本審議会には6月2日付で諮問をさせていただいております。

なお、知事意見は、事業者から9月16日までを期限として求められております。

縦覧期間は6月1日から6月30日までで、一般意見の募集も6月30日までとなっております。現在は終了しております。

初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、図書の3ページをご覧ください。

事業実施想定区域は、今金町及び八雲町、せたな町で、区域の面積は約8,000ヘクタールとなっております。1枚めくっていただくと区域が地図上に表されております。

また、8ページから20ページにかけて事業実施想定区域の設定に係る考え方が示されておりまして、風況や傾斜を勘察しつつ、自然公園や既存道路、学校等の配慮が特に必要な施設、特定植物群落の状況を踏まえながら事業実施想定区域を設定したということです。

引き続きまして、21ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径は約110メートルから160メートル、高さは最大210メートルとなっており、変電施設等については現在検討中とのことです。

1枚めくっていただきまして、23ページですが、本事業の総出力は最大31万1,100キロワットで、単機出力4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大51基設置する計画となっております。

次に、26ページ、27ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業ですが、稼働中の事業は、せたな町の洋上風力発電所の風海鳥と瀬棚臨海風力発電所、せたな大里ウインドファームの合計3事業であり、計画中の事業は、北檜山ウインドファーム、八雲町風力発電事業、檜山エリア洋上風力発電事業、また、瀬棚臨海風力発電所の更新事業であり、先日、方法書についてご審議をいただきました新瀬棚臨海風力発電所、そして、現在ご審議をいただいている途中のせたな太櫓ウインドファーム事業とせたな松岡風力発電事業の合わせて6事業となります。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順に説明してまいります。

まず、動物について、66ページ、67ページをご覧ください。

区域及び区域周辺はハチクマやノスリの渡りの経路であり、また、73ページをご覧くださいとのお分かりのとおり、鳥類の夜間の渡りの経路となっております。

また、1枚めくっていただきまして、75ページの環境省のEADASのセンシティブティマップでは、事業実施想定区域は注意喚起メッシュに該当しないものの、隣接メッシュに注意喚起レベルA1があることが分かります。

その他、動物の注目すべき生息地について、83ページをご覧ください。

輸送路区域など、風車を設置しない区域において、今金八束鳥獣保護区が隣接しており、やや重複していることが分かります。

次に、植物について、98ページをご覧ください。

区域内の一部に植生自然度9であるササーダケカンバ群落及びチシマザサブナ群団が存在しています。

また、重要な自然環境のまとまりの場について、106ページをご覧ください。

本図から区域内の主に南側に保安林が広がっていることが分かるかと思えます。

次に、景観について、111ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の状況と可視領域についての図です。また、眺望点について、大きく飛んで、291ページの表4.4-31を併せてご覧いただければと思います。こちらには、それぞれの眺望点における眺望方向や、眺望点から見た事業実施想定区域の方向及び距離や風力発電機の垂直見込み角が示されております。垂直見込み角が最も大きくなるのは、区域の北側にあります今金総合公園で約1.3度であり、圧迫感はあまり受けない上限を下回っていることから、ここでは重大な影響がないと予測されております。

次に、113ページをご覧ください。

こちらは人と自然との触れ合いの活動の場の状況についてまとめられていまして、区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないとされております。

次に、住宅等の位置について、223ページをご覧ください。

住居等の建屋は桃色の点で、学校等の各施設はそれぞれの色ポツで番号つきで表されております。

また、1ページ戻って、222ページの表4.4-2において、風力発電機設置想定範囲からの距離別に各施設及び住宅の分布状況が示されております。それを見ると、学校等の配慮が特に必要な施設は区域周辺の2キロメートルの範囲に存在していませんが、住宅等の建屋は、区域内に12軒、区域外の500メートル以内の範囲に8軒、500メートルから1キロメートルの範囲に12軒で、1キロメートルから2キロメートルの範囲に34軒の計66軒が存在しております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

また少し戻りまして、204ページをご覧ください。

こちらは選定の表です。いつもどおりではありますが、影響要因の区分の工事の実施による環境影響については方法書以降の手続において実施するという考えから選定されてい

ません。

また、土地または工作物の存在及び供用についてですが、陸上風力発電事業に係る項目の中の地形、地質については、重要な地形及び地質が事業実施想定区域内に存在していないことから選定されておられません。

次に、208ページからは、調査、予測及び評価の手法について、選定した環境影響の区分ごとにまとめられておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

そのほか、256ページから259ページにかけては、動物に関する専門家等への意見聴取の内容が載っております。こちらも、適宜、ご参照をいただきますようお願いいたします。

最後に、299ページから301ページをご覧ください。

こちらは、予測、評価の結果を整理した表です。景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の2点では、重大な影響はないものと予測されております。また、その他の要素については影響が生じる可能性がある予測されており、今後、右の事項に留意して環境影響の回避及び低減を図る旨が記載されてございます。

以上が事業概要の説明となります。

また、本事業の図書について事務局から行った1次質問を資料5-1にまとめておりますので、幾つか紹介してまいります。

なお、資料5-2は、今回の説明には使いませんので、適宜、ご参照をいただければと思います。

まず、資料5-1の2ページの質問番号2-5をご覧ください。

周辺に他事業が存在することから、累積的影響に対する見解について質問しました。これに対して、事業者からは、項目ごとに累積的影響が生じる範囲を想定し、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を判断するとのことでした。

次に、その下の質問番号3-1と質問番号3-2をご覧ください。

動物について、区域及び区域周辺がハチクマやノスリの渡りの経路であるほか、センチビティマップにおいて、区域周辺にA1メッシュがあることから、事業者の見解と今後の対応について質問しました。これに対して、事業者からは、現地調査を行って状況の把握に努めるとのことです。

次に、その下のほうにある質問番号3-4と質問番号3-6をご覧ください。

景観について、遊楽部岳の頂上や日常的な視点場を眺望点に加える必要がないかを質問しました。これに対して、事業者からは、遊楽部岳だけでなく、地方公共団体への聞き取りを行いながらほかに加えるべき地点がないかを検討していくとのことでした。

最後になりますが、このページの一番下の質問番号3-8をご覧ください。

騒音及び風車の影に係り、区域の中に住宅がありますが、現時点で離隔距離を確保することはできなかったのかを質問しております。これに対して、事業者からは、改変する可能性のある範囲を包含するよう広く設定しており、住宅からは十分な距離を取って風

車配置計画を策定することです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定についてですが、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、只今の説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いたします。

○高橋委員 いつもお願している超低周波音についてです。

1次質問の資料の3ページの質問番号4-1で、超低周波音について、いつものような質問をしていますが、道内では超低周波音に関する懸念が常に示されているので、説明するというのは当たり前の話です。ですから、前にも一回聞いてもらっていると思いますが、説明する段階のさらにその先をどうするのかを2次質問で聞いていただければと思います。

もう一点、同じページの質問番号4-4において、パワーレベルとして103.9デシベルという随分細かい数字を使って試算していただいているのですが、この103.9デシベルというのは、例えば、使う機種がもうある程度決まっていて、そのパワーが分かっているから使っているのか、一般的なものとして使っているのか、何を根拠にこの数字を持ってきているのかの確認を取っていただければと思います。

以上の2点についてお願いたします。

○事務局（菅原主任） 質問番号4-1では、説明したとしても理解が得られなかった場合の対応をどう考えているのかを改めて質問すること、質問番号4-4では、パワーレベルの103.9デシベルという数値をどういう根拠で設定したのかを改めて質問したいと思います。

○露崎会長 そのほかに、ご質問やご意見、確認事項等はありませんか。

○鈴木委員 資料の5ページから始まる様々な地図を拝見しますと、そのほかの事業と比較して少し違うところとして、細長い線がいろいろな方向に延びているところがあり、これは道路に沿った形で事業実施想定区域が計画されているのかなと受け取りました。

これは、工事のときに何かの物資を搬入するために使うからこの道路が指定されているのか、あるいは、道路沿いにまるで街灯のように風力発電機を建てる計画があるのか、この図の読み方について教えていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 区域の北側の3本と西側の1本の細い部分については、今のご指摘にあったとおり、搬入路等としての利用を考えていて、拡幅等の工事をする可能性があるということで区域として設定されております。

また、資料5-1の1ページの質問番号2-4でその趣旨の質問をしており、事業者か

らは搬出入路として改変する可能性のある範囲である旨の回答がありました。さらに、先ほど説明を省略しました資料5-2の表紙を1枚めくっていただいて、地図が書いてあるページでは、今ご指摘いただいたところが全部点線になっているかと思いますが、これが搬出入路として改変する可能性のある範囲ということで、修正の上、図が示されたところ
です。

○鈴木委員 私が十分に資料を見ていなかったもので、大変失礼いたしました。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、質問や意見等がございませんようですので、議事5を終了し、これより議事6に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しています(仮称)せたな松岡風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局(道場主任) 私から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、ご審議いただく内容を簡単にご説明いたします。

資料6-1から資料6-4をご用意ください。

順番に言っていきますと、資料6-1は2次質問を加えた事業者への質問と事業者回答、資料6-2は2次質問のやり取りで生じた図書の修正などの図、資料6-3は事業に関連する今金町とせたな町の町長意見、資料6-4は当審議会から道に諮問させていただきました本事業に係る答申文(案)たたき台となります。

まず、事業概要について図書を用いて簡単に説明させていただきます。

せたな松岡と書いてある青色の図書の5ページをご覧ください。

こちらが事業実施想定区域です。区域は、せたな町の北部にある松岡地区で、図内では黄色い枠で示されております。住居等から500メートルの範囲を風力発電機の設置対象外としておりまして、斜線の部分のように500メートル以上の離隔距離を取ることとしております。

次に、25ページをご覧ください。

こちらは風車の構造図です。単機出力は4,200キロワットから6,100キロワット、最大高は210メートルで、最大約32基の設置を想定しております。

また、30ページには他事業の区域が掲載されております。先ほどの今金風力発電事業と状況がかぶっているのですが、区域の西から北西にかけては、せたな大里ウインドファーム、そして、瀬棚港付近では、せたな町の洋上風力発電所の風海鳥と瀬棚臨海風力発電所がそれぞれ稼働しているほか、洋上、陸上にそれぞれ計画中の事業がございます。

簡単ですが、図書を用いた説明は以上とさせていただきます。

次に、資料6-1を用いて、答申に係る部分を抜粋し、1次質問と2次質問、その事業者回答について説明していきます。

まず、1ページの質問番号1-2をご覧ください。

1次質問に続き、縦覧期間終了後の継続的な図書の公表について質問をしています。これに対して、事業者からは、縦覧期間中は図書のダウンロードや印刷が可能となっている、利便性は理解する一方で、著作権、目的外利用、情報錯綜の懸念がある限り、期間以外は印刷やダウンロードを可能とする予定はまだないとのこと。道としては、引き続き、公表に対する考え方を踏まえまして、ダウンロードや印刷、公表期間について、利便性の向上を求めていきたいと思っております。

次に、5ページの質問番号3-23をご覧ください。

事業実施想定区域内に、砂防指定地、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域が含まれていることから、配慮書時点で当該地区を除外できなかった理由について質問しました。これに対して、事業者からは、規模の複数案の一種とみなして区域を検討した結果、想定区域を設定した段階で少しでも変更の可能性がある区域は想定区域に含めることとしたため、当該区域を除外しなかった、ただし、配慮書段階では計画の熟度が高くないので、方法書段階以降に実施する現況調査を踏まえて、実際の情報を基に区域の検討を行っていくとのこと。

次に、8ページの質問番号4-11をご覧ください。

こちらは、重要な植物群落である狩場山塊のブナ林に関する質問です。まず、1点目として、自然度9の範囲が区域内に存在した際には、環境への配慮の観点により実施区域から除外をするのか、2点目として、ブナの北限地帯、かつ、まとまった形で原生的な天然林が分布している地域として重要度が増しているため、より慎重な評価が必要ではないか、3点目として、区域内のブナ林の大部分を占める自然度8のブナーミズナラ群落についても、先ほど挙げたブナ林と連続した分布となっているため、こちらの区域も保全等を一体的に考えるべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、区域として検討する場合においては、まず、自然度9と想定されるブナ林の狩場山からの連続性が分断されるといったことが想定される場合には、除外を含めて検討すること、概況調査で十分に把握できなかった場合には、準備書段階で実施する調査を踏まえ、配置計画や保全対策等の検討を行うこと、慎重な評価については、現段階では、生態系として典型性の観点からの調査、予測及び評価を実施することを検討する、自然度8の部分については自然度9や自然度10と同様に検討するとのこと。

次に、10ページの質問番号4-19をご覧ください。

こちらは、事業実施想定区域の中心部にある真駒内ダムに関する質問です。1次質問に続きまして、眺望景観への影響について伺いました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では、設置対象範囲の外縁に風車が建つと仮定し、その中で最も眺望点に近い位置に風車を設置すると仮定しているため、配慮書で算出した標高差や遮蔽物を考慮していない状態で最も近傍の外縁にある風力発電機の最大垂直視野角よりも大きくなることはない、また、周辺の他事業との累積的影響について、予測に必要な諸元が得られた場合、必

要に応じて予測範囲内にある発電機を対象として予測を行い、図面及びフォトモンタージュを作成するとのことです。

資料6-1の説明は以上とさせていただきます。

次に、資料6-3の関係町長の意見について説明していきます。

本配慮書の関係町は、先ほども申し上げましたとおり、今金町、せたな町の2町です。

まず、今金町長の意見についてです。

騒音及び超低周波音及び生態系の観点から、事業実施想定区域及びその周辺は、ヒグマや鹿の生息・行動域であると想定するため、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響による生息・行動域の変化で農業被害が生じることを懸念しております。

めぐりまして、次に、せたな町長の意見についてです。

せたな町については、本事業の配慮書に記載された計画段階配慮事項及び調査、予測、評価の手法についてはおおむね妥当であると判断していますという意見をいただいております。

関係町長意見の説明は以上となります。

続いて、資料6-4の答申文（案）たたき台について説明していきます。

まず、前書きから説明していきます。

1段落目には、本事業の特性として、区域の面積、風車の数、最大出力などを記載しており、2段落目では、事業実施想定区域の地域特性として、区域周辺には、道立自然公園や自然度の高い植生、また、先ほどの質問事項でも挙げました砂防指定地や土砂災害警戒区域等が存在していることを記載しております。

続きまして、1の総括的事項についてです。

まず、(1)は、従来と同様の流れになりますが、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的根拠を求めております。

ふだんであれば、図書によっては、この次に、事業実施想定区域の設定について、検討過程の説明が不十分で分かりにくいことなどを指摘し、方法書での改善を求めているのですが、本図書については、検討過程の経緯が段階ごとに示されていると言えるかと思えますので、今回は言及しておりません。

続きまして、(2)では、ほかの既設風力発電所などとの累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。

(3)は、住民との相互理解の促進について説明しております。

(4)は、図書の公表について、この図書では縦覧期間中の印刷やダウンロードが可能だったため、期間終了後の対応について、さらなる利便性向上に努めるよう求めています。

次に、2の個別的事項についてです。

項目は、騒音及び風車の影、動物、植物及び生態系、景観の4項目としております。

まず、(1)の騒音及び風車の影についてです。

こちらは従来の陸上風力発電事業とほぼ同様の表現になりますが、住居等との離隔距離を取るなどして影響を回避または低減することとしております。

次に、(2)の動物についてです。

アでは、最初に重要種の生息情報などについて述べまして、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしておりまして、こちらのアとイは従来の陸上風力発電事業に沿った文章となっております。

次に、(3)の植物及び生態系についてです。

アでは、先ほどQ&Aの質問番号4-11で説明したとおり、区域内のブナ林との連続性の分断が懸念されていることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たりましては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしています。

イでは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することを求めています。

ウでは、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを記載しております。

なお、イとウについては従来の知事意見に沿った文章の流れとなっております。

次に、(4)の景観についてです。

アでは、主要な眺望点の選定について書いておりまして、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討すること、その上で、適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することとしております。

イでは、区域及びその周辺には、狩場茂津多道立自然公園が存在しており、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、眺望点の一つとして、先ほども申し上げました真駒内ダムが事業実施想定区域の中心部にあることによる垂直見込み角や周囲の景観資源への影響について触れまして、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料6-4の説明については以上とさせていただきます。

長くなって申し訳ありませんが、答申文(案)たたき台についてご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。特に、答申文(案)について、文言も含めて、些細なことでも構いませんので、何かございましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 質問や意見等がございませんようですので、（仮称）せたな松岡風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましてはこのまま答申として出すということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 反対がないようですので、そのようにいたします。

訂正はないのですが、何か文言修正等がありましたら私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

引き続きまして、議事7に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しています（仮称）石狩市沿岸洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（五十嵐主事）** 本案件は、石狩湾における9件目の洋上風力発電事業計画ですので、これまでの審議と重複する内容については省略して説明させていただきます。

初めに、資料7-1を用いて、2次質問とその回答について、質問を2点に絞って簡単に説明させていただきます。

まず、1ページの質問番号1-2をご覧ください。

こちらは、先ほどの事業でも聞いていましたが、電子縦覧図書の印刷、ダウンロードについての質問です。③ですが、現在、他事業では、印刷、ダウンロードが可能とされている事例が増えてきており、今後も増えることが予想されますので、そのような状況の変化を踏まえ、可能とする可能性があるのかを確認しました。これに対して、事業者からは、印刷やダウンロードが主流となり、著作物が守られる状況となったら可能とする可能性があるとのことです。

次に、6ページの質問番号4-3をご覧ください。

こちらは海洋生態系についての質問です。まず、(1)の①では、先行事例や知見の集積がないことは予測、評価の重要性が高いことになるのではないかと質問しています。これに対して、事業者からは、予測手法が確立していない中で予測、評価を行うことは困難であるとのことです。また、②におきまして、知見が集積されていないとのことですが、そもそもそれについて助言できる有識者がいるのか、また、いない場合はどのような対応を考えているのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、現状、有識者は抽出できていないが、引き続き抽出に努め、また、できない場合には、海生生物と流向、流速の有識者と相談し、検討することを考えているとのことです。

簡単ではございますが、以上が2次質問及び事業者回答の説明になります。

続きまして、資料7-3の関係市町意見について説明いたします。

こちらは、基本的に、先月の審議会で審議した石狩湾の事業と同様の意見が多いため、変更点のみの説明とさせていただきます。

まず、札幌市長の意見ですが、こちらは変更点が3点あります。

一つ目は、騒音の項目が削除されているところです。これは、恐らく、区域と住居等との離隔距離が大きいことが理由で、本事業には記載していないと考えられます。

二つ目は、景観のイに記載が一部追加されているところです。3段落目ですが、ローターの回転そのものが景観に影響を及ぼす可能性も考えられることから、動くものに対する指標について情報の収集に努めることという意見が記載されています。

三つ目は、景観のエの項目が追加されております。内容は、風車の色彩について、環境融和色を使用することの有効性が考えられるほか、バードストライクの観点から視認性を高める色彩を使用することが考えられるため、色彩について十分に検討することとの意見が出ております。

なお、小樽市、石狩市、当別町については、最近のものとおおむね同様となります。

次に、本事業で関係市町とされている増毛町、江別市の意見についてです。

まず、増毛町からは、水の濁りや水中音等による海生生物への影響、生態系や景観への配慮、騒音や振動の影響、相互理解の4点について意見がありました。

また、江別市ですが、意見はないとのことでした。

以上が関係市町長意見の説明となります。

また、これらを勘案した上で答申文（案）たたき台を作成したものが資料7-4となります。こちらについても前回の事業と重複する部分が多いので、変更部分のみの説明とさせていただきます。

まず、変更部分の一つ目は、前書きの1段目の事業の概要のところですが、事業実施想定区域の範囲や風車の構造等の違いにより、それぞれ記載を変更しているのですが、本事業では、他事業と異なり、海底ケーブル敷設の可能性や範囲が示されていることから、それが分かるような記載を追加しております。

次に、同じく前書きの部分ですが、2段目で記載を削除したところがございます。前回、北大の笠井亮秀委員からあった生物多様性の観点から重要度の高い海域について環境省により選定されていることが分かるよう記載したほうがよいのではないかという意見を踏まえて記載を追加したところですが、今回のたたき台の作成時に再検討した結果、この文言を追加すると、その表現に合わせるために、例えば、前書きにあるマリンIBAや海鳥の繁殖地などの多くに何々により指定されているという文言を追加する必要があると考えられ、そうすることで記載が長文化したり、逆に複雑化してしまうのではないかという懸念が考えられましたため、今回、環境省により選定されているという記載を削除し、従来どおりの表現とするよう修正しております。

次に、1枚めくって裏面に行きまして、2枚目の個別的事項の（1）の騒音及び風車の影についてです。

こちらは前回から変更したわけではありませんが、騒音を個別的事項に記載した理由が他事業と少し異なるため、説明をさせていただきます。

従来、風車の設置範囲から2キロメートルを一つの目安として、その範囲に住宅等が存在するときに、騒音について影響があるのではないかという意見を付しておりました。本事業は、最も近い住宅等まで2.3キロメートルとなっており、従来の考えでいけば意見をつけない範囲となりますが、今回、本事業者が安全側に立って重大な影響の可能性がある範囲をより広く考えて3キロメートルとして図書に記載していますことから、その事業者の考えを酌み、たたき台にも本項目を記載しているものでございます。

以上が答申文（案）たたき台の変更部分についての説明となります。

簡単ですが、本事業の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。答申文以外のところについても確認しておいたほうが良いということがありましたら、よろしくお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、ご質問やご意見等がございませんようですので、今ご審議をいただきました（仮称）石狩市沿岸洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）は原案どおりということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのようにいたします。

最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事8に入ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申し出ください。

まず、事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（川村係長）** 事務局の川村です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料8-1の公聴会の概要からご説明をさせていただきます。

まず、1として公聴会の概要を記載しておりますが、7月2日に幌延町内で開催しまし

て、事前に公述の申出があった1名の方に意見を述べていただきました。

2として意見の概要を記載しておりますが、図書の閲覧、鳥類、景観について意見が出されております。

続きまして、資料8-2及び資料8-3により、3次質問と事業者の回答について、後ほどご覧いただく答申文(案)たたき台に関係するものを中心にご説明します。

まず、資料8-2の2ページの質問番号2-8をご覧ください。

こちらは、2次質問では、土壌浸食により植生に影響が出るのではないかと質問し、事業者からは、土質が大きく変わらないことから影響を及ぼさないと考えられるとの回答を確認していました。3次質問では、他の2次質問への回答として、浸食変形しやすい箇所は、表土の地盤改良を行う、また、植生の回復よりも浸食による法面崩壊、土砂流出が起きる可能性がある箇所に対しては植生マットを貼り付けるとの回答があったことを踏まえ、浸食変形しやすい箇所や、法面崩壊、土砂流出が起きる可能性がある箇所を特定する手法やその精度について、また、改めて浸食による影響及び植生環境への影響についての考えを判断根拠も含めて質問しました。これに対して、事業者からは、部分的に土砂が崩壊した場合の対応について回答があったほか、浸食による法面崩壊、土砂流出が起きる可能性がある箇所に対しては、施工中及び供用時の定期的な場内確認を行うとのことでした。

次に、8ページの質問番号12-42をご覧ください。

こちらは、2次質問では、バードストライクに関し、方法書段階で検討されていた設置基数である5基から9基の複数案について、準備書では5基の場合の予測結果のみが確認されたことから、6基から9基の場合の予測について質問し、事業者からは、事業地の北側で繁殖しているオジロワシのAペアへの影響に着目し、オジロワシのAペアとの離隔を考慮して5基とし、6基から9基のケースについては予測を行っていないことを確認しておりました。3次質問では、設置基数に対する検討が不十分ではないかとの視点から質問をしております。

まず、(4)では、事業地の南側で繁殖しているCペアへの対応について質問しました。これに対して、事業者からは、一番南側の風車について、既存風車よりも約200メートル北側に新設風車を配置する計画であるとのことでした。

次に、(5)では、Cペアの95%行動圏が事業地全域に及んでいることに対する見解を質問しました。これに対して、事業者からは、ペア別の年間予測衝突数の算出はしておらず、95%行動圏と年間予測衝突数との関係については確認できていないとのことでした。

さらに、(7)では、非繁殖期は南北の移動が主であり、ローター直径が短いほうがバードストライクの発生を抑える効果が高いのではないかと質問しました。これについては、資料8-3をご覧ください。こちらは年間予測衝突数の計算結果でありまして、これにより、今回採用する小型機種では5基の案が最も少ないことが示されました。

資料8-2に戻っていただきまして、次に、11ページの質問番号13-2をご覧ください。

こちらは、重要な植物群落に関し、2次質問への回答で、ミズナラについては植栽を検討するとのことであったため、3次質問では、遺伝子保存に対する見解を質問しました。これに対して、事業者からは、ミズナラの植栽に当たっては現地で採取した種子を使用するとのことでした。

資料8-2及び資料8-3の説明については以上とさせていただきます。

最後に、資料8-4についてご説明いたします。

こちらは答申文(案)たたき台となります。本準備書に対する審議の経過や前回の審議会の資料としてお配りしております関係町長の意見などを踏まえて作成しました。

初めに、前書きですが、1段落目は事業概要について、2段落目は事業実施想定区域の概要について、また、3段落目と4段落目は懸念される影響について記載しております。

次に、1の総括的事項についてです。

(1)の準備書における環境影響評価の妥当性については、まず、方法書では5基から9基としていた風車の設置基数について、本準備書では5基とした場合のみの予測及び評価が行われており、検討が不十分であることを記載しております。さらに、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や環境保全措置の検討が十分ではない項目があることから、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること、その結果、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合などは、風車の配置の変更や事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することとしております。

(2)の評価書の作成に当たっての留意事項については、風車の設置基数の妥当性、また、予測及び評価の根拠などを具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めることとしております。

(3)の準備書の公開については、印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続きまして、2の個別的事項についてです。

(1)の地形、地質については、日本の典型地形に選定されている稚咲内に位置していることから、改変面積を最小限にするなど、環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避及び低減に努めることとしております。

(2)は、動物についてです。

アとして、チュウヒについては、風車の構造変更による回避行動についての影響の予測及び評価について十分な科学的根拠が示されていないことから、風車の配置の見直しを行うとともに、重大な影響が生じるおそれがある場合は追加的な環境保全措置を講ずることとしております。

イとして、オジロワシについて、区域近傍に営巣する二つのつがいに関し、95%行動圏と年間予測衝突数の関係が確認されていないことから、改めて予測及び評価を実施し、風車の配置計画の見直しを検討することとしております。

ウは、渡り鳥についてです。こちらは、申し訳ございませんが、1点修正をお願いいたします。4行目に年間予測衝突数について記載しておりますが、こちらの「6.8個体」という表記について、風力発電所全体に対する予測結果であることを明確にするため、「6.8個体」の前に「合計で」という3文字を追加させていただきたいと思っております。

意見の内容としましては、区域及びその周辺は、渡り鳥の集団飛来地となっていることなど、鳥類の重要な生息地であり、渡り鳥への影響について予測、評価がされていますが、ヒガラの年間予測衝突数は高い値が予測されている、また、渡り鳥のブレード等への接触による影響は、ブレードの彩色、忌避音の発生等の対策を行うことにより低減できるものと予測されていますが、その具体的な内容は検討中とされており、不確実性が高い、これらのことから、風車の配置の見直しを行うとともに、重大な影響が生じるおそれがある場合は稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずることとしております。

エでは、バードストライク及びバットストライクに関する事後調査について、死骸の見落とし等による過小評価を回避するため、十分な頻度で実施するとともに、科学的に検証可能な方法で実施し、その妥当性を確保すること、また、更新対象の風力発電所では、複数の死体が確認されていることなどから、科学的に十分な期間の事後調査を実施すること、その上で、重大な影響が確認された場合は、風車の稼働制限を行うなどの環境保全措置の実施について検討することとしております。

次に、(3)の植物についてです。

アでは、重要な植物群落について、改変率が5%未満であることから影響は小さいと予測されているのに対し、ハマニンニク-コウボウムギ群集の改変率が9.27%となっており、影響が小さいとする十分な科学的根拠が示されていないこと、また、土壌浸食の可能性についても予測及び評価の妥当性が確認できないことから、環境保全措置の確実な実施や地域の遺伝的多様性の保全に配慮した植栽の実施などにより、改めて影響の回避及び低減に努めることとしております。

イとして、区域及びその周辺では外来植物が確認されていますが、土地の改変後に緑化をしない裸地が生じることなどから、区域内での分布域の拡大が懸念されるため、分布域の拡大防止措置の確実な実施に努めることとしています。

最後に、(4)の景観についてですが、まず、区域は特に景観上の配慮が求められるとし、天塩川河川敷からの眺望に関しては、利尻山に間接的に介在することから、適切な環境保全措置を検討すること、また、利尻山方向のみとして影響の予測及び評価がされているため、サロベツ原野の自然景観に対する予測及び評価を実施し、影響の回避または低減に努めることとしています。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等がありましたらお願いたします。

私ごとですが、シン食の「シン」はさんずいの「浸」で決着がついたのでしょうか。

○事務局（川村係長） 事務局内の意見交換の中ではさんずいということになりました。

○露崎会長 分かりました。これから自分もそちらに統一しないと拙いなと思っていたので、ありがとうございます。

こういう確認も含めまして、そのほかに意見や質問等はございませんでしょうか。

白木委員、何かありませんか。

○白木委員 答申文（案）たたき台についてでもいいですか。

○露崎会長 何でも結構です。

○白木委員 風力発電施設を稼働してからではなく、工事に対する影響について、Q & A か何かに少し入っていたと思うのですが、ここはオジロワシの営巣地も近いですし、チュウヒも周辺で繁殖していて、さらに餌場として利用している可能性もあります。工事の工程表を見ると、繁殖期に結構いろいろな工事をしているので、工事自体による繁殖への影響を回避するため、それぞれの工事は繁殖などの環境利用への影響がないように実施するような計画を立てるように入れているということを入れていただけないでしょうか。

○事務局（川村係長） 文言につきましては整理をさせていただきたいと思います。

○白木委員 私も、今、思いつきでぱっとしゃべってしまいました。

○事務局（川村係長） 2の個別的事項の（2）の動物に追加するということによろしいでしょうか。

○白木委員 そうですね。どこかは覚えていないのですが、Q & Aのどこかに記載があったような気がするのですよね。稼働する前、要するに、工事自体が影響を与えないようにということを入れていると入れていただきたいと思います。

○露崎会長 そのほかの部分についても確認や質問、意見等はございませんか。

○白木委員 事後調査に関してです。

保守点検作業の人が毎日やって、10年ぐらいの間に4羽だけだったものが、集中的にちゃんとした調査をやったら、29日間で30羽、40羽という結果が出ていたと思います。ですから、ここに「科学的に十分な期間の事後調査を実施すること。」と書いてあるのですが、定期点検のときに見るのではなく、何と書いたらいいのかわからないのですけれども、ちゃんとした専門家、要するに、きちんと死骸を確認できる人が適正な方法に基づいて十分な期間の事後調査を実施するというを書き加えていただきたいと思います。

○事務局（川村係長） まず、事後調査の計画に関しましては、2冊目の準備書の1462ページにある調査方法の中で専門的な知識を有している調査員または施設管理者による踏査も検討されていると書かれております。

○白木委員 調査員または施設管理者と書いてありますよね。

○事務局（川村係長） はい。

また、資料8-2のQ & Aの最後の15ページの質問番号19-1において、事後調査

の期間や手法について十分かという質問をしております、環境省のマニュアルに従って設定していると言いつつ、他事業では月4回実施するよう経済産業省から指導があり、死骸集中調査の実施も含めて、今後、経済産業省との協議を踏まえて検討しますという回答がありましたことから、そうしたことも踏まえ、答申文（案）では、「専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施するとともに、」という書き方をさせていただいたのですが、これでは言い方が弱いということでしょうか。

○白木委員 弱いというか、要するに、保守点検作業をする施設管理者が行ってもほぼ出てこないのです。大きな鳥がぼんと落ちていたら分かるかもしれませんが、多分、それ以外は気が付かないのですよ。その結果が今回の調査結果でも出ていると思うのですね。調査というのは施設管理の点検とは違うのです。いつもそれがごちゃごちゃになっていて、点検作業時に見るのが調査だとよく言い換えられているのですが、それは科学的な調査ではないのですよ。ですから、専門家という言い方ではないかもしれませんが、調査のための調査をしなければいけないということなのです。

死骸調査は保守点検作業の時に見るのではなく、ある一定間隔の距離をくまなく見るという手法があるので、それをちゃんとやらないと調査とは言わないのですが、この文面だけを読むと、多分、それは求められていないかなという気がします。ここは今までの経験から、多分、結構ぶつかるころなのですよね。その点に関しては適切な手法で実施されることが望ましいと思いますので、できれば加えていただけるとありがたいです。

○事務局（川村係長） 修正方法の一つの案として確認させていただきたいと思います。

2段落目の最後のところを「科学的に十分な期間の事後調査を実施すること。」としておりまして、「科学的に十分な」というのが期間にしかかかっていない書き方になってしまっているのですが、この「期間の」という文言を削除し、「科学的に十分な事後調査を実施すること。」とさせていただくことについてご意見をお伺いできればと思います。

○白木委員 科学的に衝突の実態が明らかにされるということですよ。事業者がこれを読んで、そのように受け取ってくれるかは分かりませんが、補正なども含めて、科学的に実態が明らかにされるような手法で事後調査を実施することとすれば、期間も手法も見ると人も全部含まれると思います。

○事務局（川村係長） そうしますと、「期間の」を削除し、「科学的に十分な手法で事後調査を実施すること。」とするのはいかがでしょうか。

○白木委員 十分な手法というか、要するに、実態が解明されるために十分なということですよ。「科学的に十分な」とすると科学的に何が十分なのかがよく分からないので、科学的にバードストライクの実態が把握できるようにということが分かるような書き方をいただければいいと思います。

○事務局（川村係長） では、今のご意見を踏まえて文言を精査し、後ほど確認をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 ご意見やご質問等、確認を含めて、ほかにございませんでしょうか。

○押田委員 ちょっとした確認ですが、植物のアの2行目の「ハマニンニク・コウボウムギ群集」の群集はアソシエーションという意味で使われている言葉でよろしいですか。群落という中での群集ということでもよろしいかということです。

○露崎会長 そのとおりです。ブラウン・ブランケ法の群落区分の階層の一つです。ただ、ちょっと気になったのはハマニンニクの後の横棒が何か変ですよ。

○押田委員 それも思いました。

○事務局（川村係長） 修正いたします。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○鈴木委員 私の専門ではないのですが、動物のところでご相談があります。

鳥やコウモリがぶつかるという話で、例えば、(2)の動物のアの下から3行目に「風車の配置の見直しを行う」という表現があります。また、次のイの最終行にも「風車の配置計画の見直し」、そして、ウの2ページの下から2行目に、やはり「風車の配置の見直し」とあります。これまでの皆様のお話を伺っていると、風車の配置だけではなく、場合によっては、風車の基数やサイズの見直しにも及ぶ可能性があるのではないかと感じておりますので、配置と言ってしまふよりも、例えば「配置等」とするか、または、配置以外にも基数やサイズという言葉をつけ加える必要がないかどうかのご教示をいただければと思います。

○事務局（川村係長） まず、設置基数の話ですが、1の総括的事項の2段落目の「基数を減らすほど風車が大型化するため、環境への影響が大きくなる側面がある」というところで検討が不十分であることを言っております。その続きとして、「さらに、2の個別的事項で」と言っておりますので、方法書段階で言っていた5基以外の6基から9基について再度検討するようというのは、動物に限らず、全ての項目に対してここで指摘をしていると考えているところです。また、設置基数の話以外についてもさらに細かいところは個別的事項に記載していますというような文章の繋ぎにさせていただいております。

ただ、今いただいたように、文言が「配置の見直し」と「配置計画の見直し」となっているところは表現を統一させていただきたいと思います。

○露崎会長 そのほかに質問や意見等はございませんか。

○白木委員 今のご意見についてです。

今のお話は、配置だけではなく、基数を減らすことも含めるということではないのですか。聞いていて話が少し違うのかなと思ったのですよね。今、鈴木委員がご質問されたのは、衝突率を少なくするために風車の配置計画だけではなく、基数を減らすという意図ではないのかなと思います。

○鈴木委員 白木委員がおっしゃるとおり、私は、5基よりも少なくなる可能性があるのではないかと素人ながらに感じておりました、その可能性をここで示す必要があるのかなと思ったということです。

○露崎会長 白木委員、よろしいですか。

○白木委員 事務局の説明と内容が違っていたような気がしたのですが、同じですか。

総括的事項に書いてあるのは、方法書で5基から9基とされていたものについて、5基だけの予測、評価が行われているから検討が不十分だということであって、衝突率を下げるために、配置だけではなく、基数の見直しもすべきだというのは別の話のように思われたのですが、いかがでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 総括的事項では、方法書において5基から9基と言っていた中で、本準備書では5基のみの検討しかしておらず、それでは検討が足りないことから、5基以外のところでも、配置の見直しや、そのほか、実際に風車を南や北にずらすこと、間隔を考えることも含め、きちんと検討しなさいよということで、配置の見直しというのは基数やサイズの違い等も含めた検討を行いなさいという意味を含んで書いたものです。ただ、この風車の配置という表現ではそのことが伝わらないのではないかというご指摘がありましたので、そこについては表現を改めて考えたいと思います。配置計画という言葉であれば、そのニュアンスが若干入るのかなと思いますが、それで十分かどうかを改めて検討し、ご相談させていただきたいと思います。

また、風車の数を5基以下へ削減することですが、最初の総括のところ、方法書の段階で言っていたように、5基から9基について検討してくださいということをおっしゃいますし、今までもやり取りをしておりますので、5基以下まで求めることは考えておりませんでした。

ただ、5基から9基について衝突確率を改めて検討することを求めている、さらに、それに対する事業者からの回答が必ずしも十分なものではないことも踏まえて、基数、サイズ、そのほかも含めて、改めて検討が必要だという考えから、「風車の配置計画の見直し」という言葉で全部をまとめておりましたけれども、表現を修正したいと思います。

○露崎会長 白木委員、それでよろしいですか。

○白木委員 はい。ありがとうございます。

○露崎会長 そのほかにも質問や意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議をいただきました幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書の答申文（案）たたき台につきましては、2ページの「年間予測衝突数は、」の後に「合計で」という言葉を入れて「合計で6.8個体／年」とすること、鳥に対する工事自体の影響を考慮することが明確に分かるように文言を修正すること、バードストライクの事後調査に関しても具体的にこうやるということを示すこと、また、「配置」の表現に関しては再考することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 反対はありませんでしたので、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたい

と思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

ここで非公開審議について確認します。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は、アイコンの挙手ないしは声でお知らせください。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事については非公開審議を行わないことといたします。

これをもちまして議事を終了いたします。

事務局から連絡があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局(石井課長補佐) 事務局の石井でございます。

本日は、開始に際して、オンライン接続のトラブルにより皆様にご心配をおかけしたこと、また、開始が遅れてご迷惑をおかけしたことに対し、お詫びを申し上げます。

その上で、本日は8件のご審議をいただきました。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

次回の令和4年度第5回北海道環境影響評価審議会は、8月31日水曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

それからもう一点、本日のトラブルの原因とも関係するのですが、オンラインでの接続について、今日はZoomを使っておりました。今後は道のシステムでありますDOWK AIの利用に移行できるか、ウェブでご参加の委員の皆様にご審議に接続テストをさせていただきましたが、まだテストが少し残っていたため、今回も従来どおりの方式で開催させていただいたところと、言いつつも移行を見据えて機械テストを試みたところ、トラブルが起こってしまったということもございます。テストが進み、準備が整い次第、新しいシステムに移行したいと考えておりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

本当にお疲れさまでした。

以 上